

監 第 63号
令和6年8月20日

松江市長 上定昭仁様

松江市監査委員 三島 康夫
松江市監査委員 安來 弘喜
松江市監査委員 川井 弘光

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)等並びに資金不足比率等について審査を行ったので、意見を提出します。

令 和 5 年 度

健全化判断比率等審査意見書

松 江 市 監 査 委 員

令和 5 年度 健全化判断比率等審査意見書

第 1 審査の対象

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 6 年 7 月 12 日から令和 6 年 8 月 1 日まで

第 3 審査の方法

審査にあたっては、市長から送付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているか、計数が正確に表示されているかを、関係諸帳簿、証憑書類により調査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に従い適正に作成されており、計数も正確であると認めた。

健全化判断比率

(単位：%)

区分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	9.5	9.9	10.4	25.0	35.0
将来負担比率	63.3	69.1	66.9	350.0	

(注) 実質収支または連結実質収支が黒字の場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示される。

(注) 実質公債費比率は、3か年平均値

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、令和 5 年度の各健全化判断比率に対するもの。

※ 実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合

※ 連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合

※ 実質公債費比率は、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

※ 将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

第 5 審査意見

前年度に比較して、実質公債費比率は 0.4 ポイント改善し、将来負担比率は 5.8 ポイント改善した。

いずれも早期健全化基準を下回ってはいるものの、中核市の中では依然高い比率であるため、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和5年度 資金不足比率等審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月12日から令和6年8月1日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から送付された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているか、計数が正確に表示されているかを、関係諸帳簿、証憑書類により調査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された令和5年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に従い適正に作成されており、計数も正確であると認めた。

資金不足比率

区分		令和5年度	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
地方公営企業法適用	水道事業会計	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	
	ガス事業会計	—	—	—	
	交通事業会計	—	—	—	
	病院事業会計	—	—	—	
地方公営企業法非適用	企業団地事業特別会計	—	—	—	20.0

(注) 資金不足が生じていない場合は、資金不足比率は「—」で表示される。

※ 資金不足比率は、資金不足額が事業規模に占める割合

第5 審査意見

資金不足を生じている会計はないものの、経営状況の更なる改善に向けて引き続き取り組みたい。